

異文化背景をもつ犯罪者の特性と 犯罪化の規定因

長野大学 小長井 賀與
駿河台大学 川邊 讓
文教大学 須藤 明
上智大学 讃井 知

(要旨)

1980年代以降日本の在留外国人が増え、日本国籍取得者を含め相当数の異文化背景をもつ者が定住している。日本では外国人犯罪は量的には深刻な事態になく、むしろ異文化背景をもつ若年者の教育からの離脱や社会的境界化が問題とされてきた。しかし、犯罪は境界化の極限現象であることから、異文化背景をもつ犯罪者の問題特性と犯罪化要因を探ることは、異文化背景をもつ犯罪者の処遇上有益であるばかりでなく、多文化共生社会に向けた施策にも資する。

本研究では、異文化背景をもつ犯罪者を一般の定住外国人と比較対照し、犯罪化規定要因として、「低年齢での来日」、「困難時の相談相手の欠如」、「計画性のなさ」を抽出した。さらに、共分散構造分析を用いて犯罪群の特徴を探り、「日本人の友人の多さ」が「反社会性への親和」に繋がり、それが「計画性・責任帰属意識・問題解決策」を要素とする「問題対処方略」にマイナスに作用するモデルを見出した。

キーワード：異文化背景，境界化，犯罪化，多文化共生社会

1 先行研究の知見と課題

日本の在留外国人は1980年代後半以降増加し、2020年末には288万人を超えた。在留資格では「永住者・特別永住者・定住者・日本人の配偶者等」で計50.4%であり、在留外国人の大半は定住者である。労働力人口が減少する中、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018)を推進

し、定住外国人の社会統合は喫緊の政策課題となっている。

異なる民族の共存は時に軋轢を生む。その究極が犯罪やテロであるが、日本では外国人犯罪は深刻な事態にない。外国人による刑法犯の検挙件数は、1991年以降増加傾向にあって2005年に4万3,622件を記録したが、以後は減少基調に転換し、2022年は

14,536件であった。現時点で日本では外国人犯罪の件数は深刻な事態になく、むしろ定住外国人の第2世代の不就学や教育からの早期離脱、文化葛藤、アイデンティティの拡散、境界化の問題が指摘されてきた(宮島, 2014; 荒牧ほか, 2017; 佐藤, 2019)。

移民の統合については、先行研究の蓄積がある。欧州では、大規模な移民研究が継続的に実施され(European Commission, 2016; 2020)、移民や移民家庭出身者が経済的に不遇で、景気変動の影響を直接的に受け易いこと、社会的流動性が低いこと、生活困窮の世代間連鎖があることが明らかにされた。また、若年層では居住期間が長くなるほど学業成績や社会経済状況が改善するが、同時に社会的不平等や貧困の痛みを一層先鋭に感じる傾向があることが示された。そんな中で、オランダの研究(Bovenhert, et.al, 2016)で、移民では第2世代で犯罪率が高く、失業・低学歴・低収入が犯罪リスク要因であることが示された。さらに、2004年以降は欧州生まれの移民家庭出身の若者によるテロリズムが散発し、「過激化」に関する研究が盛んとなっている(European Parliament, 2017; Herzog-Evabs, et.al, 2019)。これらにおいては、文化的な孤立感、社会正義の欠如感、教育や雇用での不遇、社会的境界化がリスク要因であるとされている。

日本でも、法務総合研究所(2012, 2013)が外国人犯罪少年の実証研究を行い、犯罪へ至る典型的な過程として、幼少期に来日して親世代の貧困と保護能力不足の中で成育し、早期に学校教育から離脱して日本語

能力・基礎学力・社会的スキルを習得できず、その結果就職が難しくなり、貧困や孤立から犯罪に至ることを示した。

以上のとおり、教育からの離脱、社会経済的な不遇、社会的境界化等が移民や定住外国人の犯罪リスク要因であることが内外の先行研究で検証されてきた。これらの知見の意義は大きい。ただし、犯罪者処遇については多文化共生施策に資するより実効的な知見を得るには、定住外国人の実態に更に踏み込んだ調査が必要である。こう考えて、本調査では、生活上の困難を抱えながらも日本社会に適応している一般の定住外国人と比較対照し、犯罪を行った定住外国人の問題特性を深掘りして多角的に分析することを目指した。

2 本調査の目的

本調査では、「犯罪を行った定住外国人」を「異文化背景をもつ犯罪者」と捉え、「国籍に拘らず、外国に文化的ルーツのある犯罪者」と定義する。

そして、異文化背景をもつ犯罪者の特性、生活背景および犯罪化の規定要因を探り、そこから、彼らを日本社会に統合する方策について考察する。

3 方法

(1) 調査対象者、調査時期および実施方法

A 犯罪群：異文化背景をもつ保護観察対象者(号種・性別・年齢は問わず) 111名および男性の少年院在院者 20名。計131名。なお、矯正施設を少年院に限ったのは、法務省矯

正局から調査を許可されたのは少年院だけだったことによる。

内訳：① 2019年3月から7月までの間に、全国の保護観察所宛に郵送調査。保護司等が仲介して実施。

② 2019年9月から12月までの間に、多摩少年院、久里浜少年院および瀬戸少年院を訪問し、筆者らが面接調査。

B 一般群：民間組織を通じて協力を得た、異文化背景をもつ定住者。計135名。

内訳：① 2020年8月に、名古屋市の外国人の子ども支援NPO宛に郵送調査。被支援者6名が回答。NPO職員が仲介。

② 2020年10月に、伊勢崎市の外国人の子ども・若者支援NPOに郵送調査。被支援者10名が回答。NPO職員が仲介。

③ 2020年10月に都内所在の外国送金業者に郵送調査。社員2名が回答。

④ 2021年7月から10月までの間に、上田市多文化共生推進協会に調査を委託。同協会の被支援者52名が回答。民族ごとのキーパーソン等が仲介。

⑤ 2021年8・9月に、調査専門会社にWeb調査を委託。定住外国人（来日前に既に高度人材であった者を除く、在留資格が「永住者、定住者、日本人の配偶者・子等、永住者の配偶者・子等」である者）65名が回答。

両群の年齢構成は図1のとおりである。犯罪群の年齢構成は統制しなかったが、結果的に大半が未成年であった。一般群の調査は犯罪群の調査後に実施し、犯罪群と類似した年齢構成の調査対象者を得ることを企図したが、2020年からのコロナ禍のために外国人の子ども・若者支援のNPOの協力を得るのが難しく、その結果、一般群の年齢構成は相対的に高くなった。

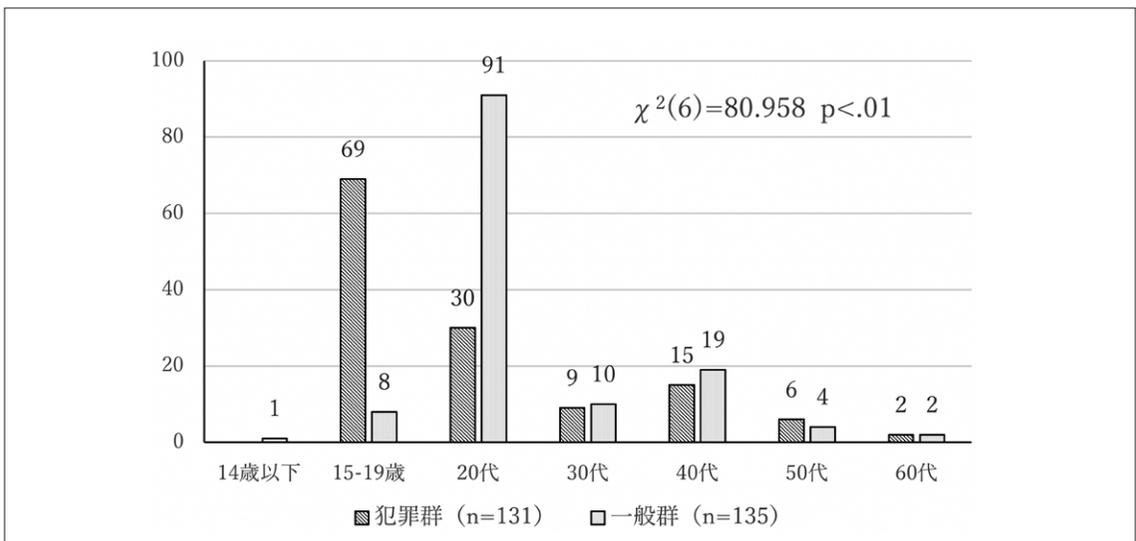


図1 被調査者の年齢構成

(2) 倫理的配慮

本研究について、事前に、駒沢女子大学倫理審査会の承認を得た(2019年2月15日)。

調査に当たって、口頭又は文書で、「本研究の趣旨と目的、調査結果の公表方法、個人情報保護と保管の方法、調査の途中で協力の意思を撤回する自由があること」を説明した上で、調査への協力の意思を確認した。

なお、少年院在院者の多くは未成年であることから、保護者の事前又は事後承認を得た。事後承認については、少年院と在院者本人の承諾がある場合に限り調査を実施し、後日保護者が少年院を訪問する際に、法務教官を通じて承諾を得た。

(3) 調査票

調査票は、① 犯罪群対象、② 犯罪群と一般群の両群対象の2種類を作成した。

質問事項は次のとおりである。

① 犯罪群対象

ア 基本属性：本件罪名、非行・犯罪歴、処分歴、共犯者とその国籍、反社会性への親和(=暴力団との関係歴、薬物使用歴、万引歴、無免許運転歴)、教育歴、犯行時の居住場所と同居者、親の仕事、来日時・犯行時にもっていた資格

イ 社会経済的項目(全て自己認識による)：小学校時の出席状況・成績、中学校時の出席状況・成績、来日時・犯行時の日本語能力、犯行時の日本人の友人の多寡

ウ 心理的項目(全て自己認識による)：地域社会のルール遵守、非行・犯罪原因

② 犯罪群と一般群の両群対象

ア 基本属性：性別、年齢、国籍、出生国、来日時期、在留資格、職業の有無と種類、日本の小学校・中学校への通学歴

イ 社会経済的項目(全て自己認識による)：収入額、小・中学校時の(日本人および自分のルーツのある国の)友人の多寡、小・中学校時の日本語能力、来日時に役立った支援、困難時に相談できる所・者の有無と関係

ウ 心理的項目(全て自己認識による)：信じている宗教の有無、父・母との関係性、来日時に困ったこと、来日初期に役立った支援、来日時の外国人に必要な支援、社会帰属に関する自己意識、尊敬できる者の有無と関係、計画性、責任帰属、物事がうまくいかない時の解決方策、打ち込んでいることの有無と内容、法令遵守意識、将来の夢や目標

(4) 分析方法

アンケート調査で得たデータを、次の5つの方法によって分析した。

- 1) 犯罪群を「出生国」で分類し、分散分析によって出生国の違いによる特徴的な傾向の有無を調べた
- 2) 犯罪群を一般群と比較し、カイ二乗検定と t 検定によって両群の差を検証した。回答の基準時点は、犯罪群では非行・犯罪時、一般群では回答時とした。
- 3) 犯罪群と一般群の差を規定する要因を明らかにするために、犯罪群であるか否かを目的変数とする決定木分析を行った。決定木分析とは、目的変数に

影響する要因を見つけ、樹木状のモデルを作成する手法である。なお、決定木分析の際のアルゴリズムにはCHAIDを用いた。

- 4) 上記2)と3)の結果を踏まえ、共分散構造分析により、犯罪群の特徴を表すモデルを探った。共分散構造分析とは、事象に対する因果関係の向きと強さを明らかにする分析方法である。
- 5) カイ二乗検定によって、外国人への社会的支援に関する意識について、犯罪群と一般群の差を検証した。

分析には、4)を除き、IBM SPSS Statistics Version 27を用いた。4)の共分散構造分析にはMplus Version 8を用いた。

4 データの分析結果

(1) 出生国による犯罪群の特徴

① 出生国別の対象者数は、次のとおりである。

東南アジア系33人：フィリピン26人、ベトナム4人、タイ3人

南米系15人：ブラジル13人、ペルー2人

東アジア系64人：日本49人、韓国・朝鮮1人、中国14人

その他の出生国・分からない：19人

② 出生国別類型

出生国別で、対象者に来日年齢・心理傾向・態度等に特徴があるか一元配置の分散分析をして検証したところ、有意な差が認められたのは社会帰属に関する自己意識 ($p=.036$)、有意傾向であったのは法令遵守意識 ($p=.080$)であった。そこで、Turkey-Kramer・Bonferroniで多重比較すると、「南米系の国で出生した者とその他の者」の間

で、自己意識と法令遵守意識の両者に差が認められた。このことは南米系の者に何らかの特徴がある可能性を示唆するが、その実態を解明するには更なる調査を要する。今後の課題としたい。

(2) 犯罪群と一般群の差

犯罪群と一般群の回答結果を項目ごとにカイ二乗検定と t 検定を行い、次の項目で有意な差を得た。

・犯罪群で男性が多い： $\chi^2(1)=34.356, p<.01$

・犯罪群で来日年齢が低い：

$\chi^2(6)=80.958, p<.01$

・犯罪群の出生国は日本が多く、一般群は中国が多い：

$\chi^2(9)=66.239, p<.01$

・犯罪群で、日本の小学校に通った者が多い：

$\chi^2(1)=78.670, p<.01$

・日本の小学校へ通った者の中で、犯罪群では小学校内で日本人の友人が多い：

$t=3.279, df=106, p<.01$

・犯罪群で、日本の中学校に通った者が多い：

$\chi^2(1)=98.843, p<.01$

・日本の中学校へ通った者の中では、犯罪群では日本人の友人が多い：

$t=3.009, df=113, p<.01$

・有職者は一般群で多いが、年齢が影響した可能性がある： $\chi^2(1)=621.549, p<.01$

仕事の形態(フルタイム/パートタイム、社会保険の有無)は多様であるが、一般群で有職者が多い： $\chi^2(5)=44.089, p<.01$

・両親との関係性では、全ての問いで一般群の方が肯定的に回答する傾向があり、両群間で母よりも特に父に対する差が大きい。父親との情緒的な絆が、逸脱行動抑止により有効に機能している可能性がある。

「自分は父が好き」：
 $t=-4.828, df=217.033, p<.01$

「自分は母が好き」：
 $t=-3.193, df=210.974, p<.01$

「父は自分が好き」：
 $t=-3.825, df=219.834, p<.01$

「母は自分が好き」：
 $t=-2.363, df=220.264, p<.05$

「自分が逮捕されたら、父は悲しむ」：
 $t=-3.754, df=214.229, p<.01$

「自分が逮捕されたら、母は悲しむ」：
 $t=-2.011, df=206.689, p<.05$

・(本人が認識する)現在の友人関係では、日本人の友人に関しては、犯罪群で有意に多い：
 $t=3.628, df=231.289, p<.01$

ルーツ国の友人に関しては、一般群で有意に多い：
 $t=-2.505, df=218.505, p<.05$

・親以外に尊敬できる者として、身内以外の者を挙げたのは一般群で多い：

「仕事関係の先輩」： $\chi^2(1)=10.985, p<.01$

「学校の先生」： $\chi^2(1)=10.468, p<.01$

・困窮時に相談できる所・者については、犯罪群で少ない：
 $\chi^2(1)=69.388, p<.01$
 犯罪群で日本人の友人が多いとする者が多い中で、注目に値する。

・「自分は目的をもって計画的に行動する方」と認識する者は、一般群で多い：

$t=-2.654, df=264, p<.01$

・物事がうまくいかない時の解決方策については、自己関与の程度による4選択肢(要旨は「自律・他律・待機・諦め」)を示して自分の対処傾向を一つ選択させた。これを量的変数とみた場合、一般群でより自律的な方略を採る者が多い：

$\chi^2(3)=24.972, p<.01$

・打ち込んでいることがあるとする者は、犯罪群で多い：
 $\chi^2(1)=28.425, p<.01$
 その内容では仕事・部活・家族以外の事が多い。

なお、有職者の場合の収入、小学校・中学校時の日本語能力に関する自己認識、将来の夢・希望に関して、両群に有意差はなかった。また、信じている宗教についても、「ある」は犯罪群で40.3%、一般群で41.0%であり、両群に有意差はなかった。

(3)犯罪群と一般群を規定する要因

犯罪群と一般群を規定する要因について、事後に修正が不可能な変数と介入によって修正可能な変数の双方を用いた決定木分析を行い、以下の結果を得た。

① 介入が不可能な事項「性別・来日年齢・出生地域」を変数に設定した決定木分析

図2のとおり、「来日年齢」が群を規定していることが示唆された。ただし、犯罪群では調査対象者が相対的に若いので、その影響が統計上現れたに過ぎない可能性がある。

② 介入によって行動が変容する可能性がある事項(以下、「介入が可能な変数」)：「親子の関係・精神的紐帯(愛情双方向・悲しみ)、友人(日本、出身国)の多さ、尊敬する人の有無、相談相手の有無、心理変数(社会帰属に関する自己意識、計画性、責任帰属、問題解決方策、法令遵守意識)、目標の有無、楽しい事の有無」を変数に設定した決定木分析

図3のとおり、「困った時に相談できる所・者の有無」が規定因であることが窺える。出身国(=ルーツのある国)の友人の多

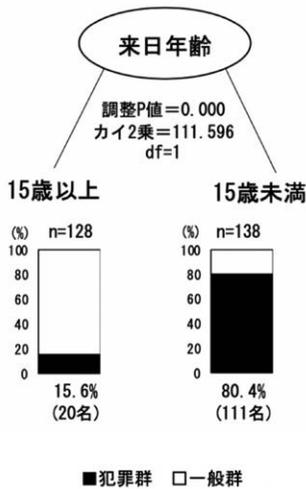


図2 介入が不可能な変数による決定木分析「来日年齢」

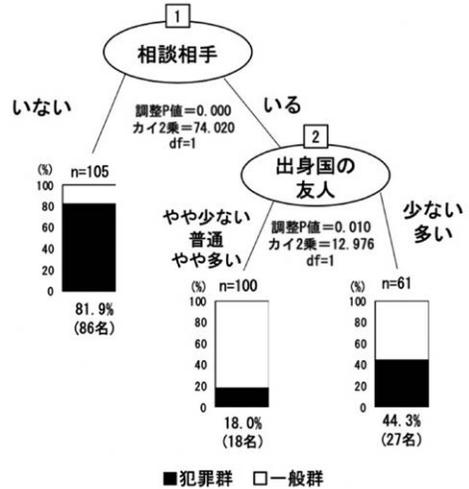


図3 介入が可能な変数による決定木分析①

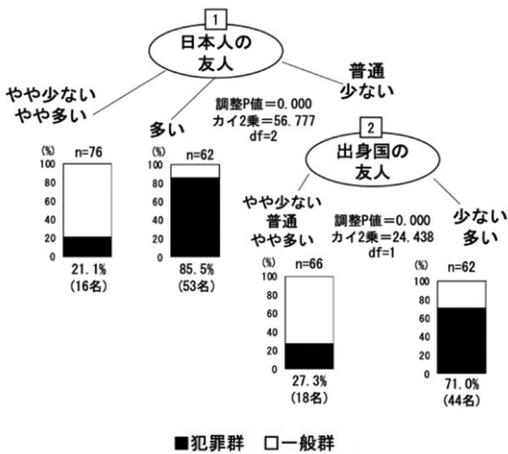


図4 介入が可能な変数による決定木分析②

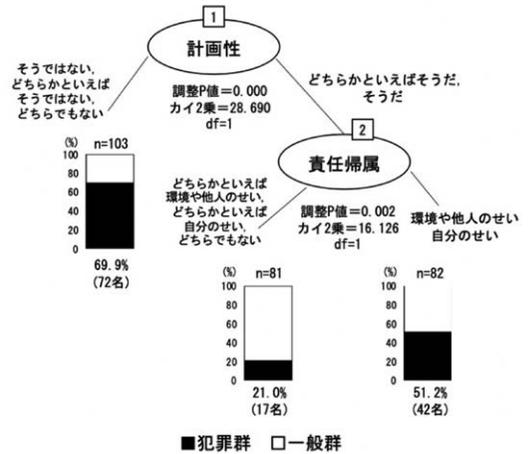


図5 介入が可能な変数による決定木分析③

さも変数として抽出できたが、線形的な関係はない。

③ 介入可能な変数から「困った時に相談できる所・者の有無」を抜いた決定木分析

図4のとおり、「日本人の友人の多さ」が規定因となる。ただし、これには犯罪群の多くが低年齢時に来日していることや、一般群の半数がNPO・NGOの被支援者であることが影響している可能性がある。また、

犯罪群は「多い／少ない」と両極の回答をする傾向があり、一般群も中間の回答をする傾向があるので、解釈は注意を要する。

④ 介入可能な変数から「友人の多さ」に係る変数を抜いた決定木分析

「親子関係(精神的紐帯)」に関わる変数と心理傾向を示す項目を比較すると、図5のとおり、心理的な変数のうち「計画性」が規定因であることが示唆された。

通常、親子の情緒的な関係は両者の年齢によって変わっていくものであり、犯罪群が一般群より相対的に若い中で、家族の要因は相対的に捉えなければならない。一方、(物事がうまくいかない時の自己の)「責任帰属」に関しては線形の結果とはなっておらず、少年院や保護観察での教育の影響も考えられるため、解釈が難しい。

(4) 共分散構造分析を用いた、犯罪群の特徴を表すモデルの検討

上述した一連の決定木分析によって、犯罪群と一般群を規定する変数について探った。その結果抽出できた「相談相手の有無」や「友人の多さ」に関わる変数と、「反社会性への親和(=万引歴、無免許運転歴、薬物使用歴、暴力団との関係の合成変数)」が問題対処方略に関する心理変数(「計画性」「責任帰属」「問題解決方策」)に与える影響を仮定したモデルを検証した結果、**図6**のモデルを得た。

図中の潜在変数「問題対処方略」とは、筆者らが独自に命名した概念であり、その要素を「計画性：目的をもって計画的に行動

するか」、「責任帰属：物事がうまくいかない時、その原因をどこに求めるか(自分・環境・他者)」、「問題解決方策：物事がうまくいかない時の解決方策(自律・他律・待機・諦め)」とした。犯罪群では、この方略について負方向の傾向が認められた。

なお、上述のとおり Turkey - Kramer・Bonferroni で多重比較した結果、「南米系の国で出生した者とその他の者」の間で、自己意識と法令遵守意識に関して差が認められた。これは出身地域が犯罪化に影響する可能性を示唆するが、本調査では検証できない。筆者らの臨床経験に照らすと「来日目的」や「定住意欲」を介して影響するとも思われ、今後探究したい。本調査では有意なパスを見出せなかったが、継続的な課題とする趣旨で、**図6**に「出身地域」を記載した。

共分散構造分析により、各要因間の関連を推定したところ、下記の図のモデルの適合度指標は、 $CFI=.916$; $TLI=.849$, $RMSEA=.041$ (90% $CI = [.000-.100]$), $SRMR=.0536$ であり、十分な適合度が得られた。ここから、友人の多さは困ったときに相談できる

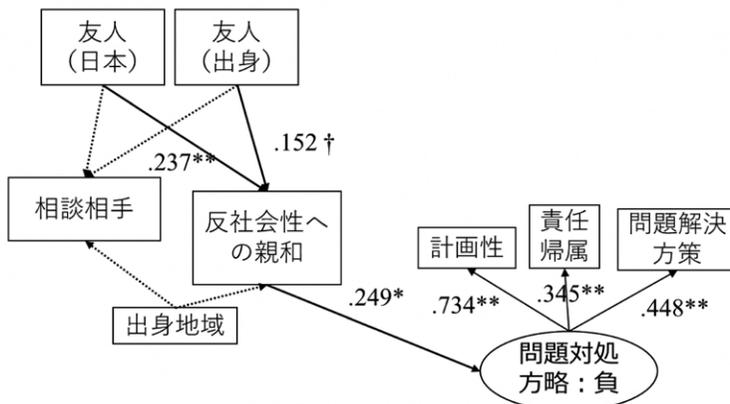


図6 問題対処方略に影響を及ぼす各要因間の関係

所・者の有無とは有意な関係はなく、「反社会性への親和」に影響している可能性があることが示唆された(日本人の友人の多さ： $\beta=.237, p < .01$, 出身国の友人の多さ： $\beta=.152, p < .10$)。「問題対処方略：負(=犯罪群に特徴的な問題対処方略)」は、「反社会性への親和」から有意な影響を受けていた($\beta=.249, p < .01$)。

(5)犯罪群／一般群における社会的支援に関する意識の分析

社会的支援に関して、選択肢を示して、「①来日時に困ったこと、②来日初期に役立った支援、③外国人が日本に来てから、日本の生活に早くなじむために重要な手助け」の三つの設問を設けた。

なお、社会的支援に関する意識は、多文化共生社会実現に向けて整備すべき社会的仕組みを探る目的で聞いた。そこで、犯罪化に関する上述の諸事項とは別立てとして、議論する。

① 「来日時に困ったこと」への回答の差異

表1は、両群での①の設問に対する回答の差を示したものである。特に当てはまる

ものを三つを選ぶことを求めたが、犯罪群では三つ選択しない傾向にあった。

同じく①の設問の回答について、犯罪の有無に関係なく来日年齢によってグループ分けして、「来日時に困ったこと」と年齢層との相関を見ると、仕事の条件($r=.147, p=.043$)、言葉が通じない($r=.190, p=.009$)、住むところ($r=.171, p=.018$)、仕事がない($r=.216, p=.003$)、差別される($r=-.331, p=.000$)、といった項目で相関があった。

② 「来日初期に役立った支援」に関する差異

表2のとおり、来日初期に役立った支援については、すべての項目で犯罪群と一般群の間に有意差があった。ここでも犯罪群は回答を選択しない傾向にあるが、犯罪群において来日時の年齢が若いことが影響している可能性もある。

ただし、前記の表1中の「来日時に困ったこと」の項目では、「人種または民族の違いのせいで差別される」と回答した人が一般群より犯罪群の方が多かったことと、表2に示したことを併せて考えると、相対的に高い年齢で来日した人の方が、生活の

表1 「来日時に困ったこと」に関する犯罪群／一般群の差

	仕事の条件	言葉が通じない	住むところ	仕事がない	食べ物	文化や風習に じめない	宗教的行事が できない・ 教会等がない	相談相手が いない	人種・民族の 違いで差別される	ざびしい・ 心細い	その他
犯罪群	4	60	1	7	26	20	3	13	28	28	0
一般群	14	88	9	23	26	35	2	28	22	42	2
<i>p</i>	*	**	**	**		**		**		*	

** $p < .01$, * $p < .05$

表2 「来日初期に役立った支援」に関する犯罪群／一般群の差

	住居の紹介	日本語の 教育・研修	日本の学校 への入学	自分の国の 人達のため の学校への 入学	仕事の紹介	無料の医療	日本の人が多 くいる居場所 の紹介	自分の国の 人達が多く いる居場所の 紹介	その他
犯罪群	0	23	0	0	10	0	0	0	6
一般群	32	55	49	13	50	20	17	33	2
<i>p</i>	**	**	**	**	**	**	**	**	**

** $p < .01$

表3 「外国人が日本の生活に早くなじむために重要な手助け」に関する犯罪群/一般群の差

	通訳のサービス	外国人向けに住居を紹介するサービス	外国人向けに仕事を紹介するサービス	日本語の研修や教育	日本の文化や習慣に関する研修や教育	同国人の友達	日本人の友達	職業訓練	その他
犯罪群	43	21	53	50	29	23	43	18	4
一般群	66	39	55	81	49	45	45	18	1
<i>p</i>	**	*		**	*	**			

***p*<.01, **p*<.05

ハード条件に関わる事項に問題意識をもつ
のに対し、若年で来日した人は、差別等
心理的な事項を問題と感じる傾向がある可
能性がある。

③ 「外国人が日本の生活に早くなじむた
めに重要な手助け(来日時の外国人に必要な
支援)」に関する意識の差異

表3のとおり、この設問でも、犯罪群は
一般群に比較して指示通り回答しない傾向
にあったものの、一般群の方が、「言語、同
国人の友達、文化・習慣、住居」等は必要
な支援であると切実に認識している。

5 考察

調査対象の保護観察対象者の大半が若年
であったことと、刑務所で調査できなかった
ことが影響して、結果的に30歳未満の者
が回答者の75.6%を占めた。ただし、必ず
しも偶然の結果とはいえ、上述のとおり、
欧州では移民による犯罪やテロの行為者
の中核は移民家庭出身の若年層である。ま
た、日本でも定住外国人の第2世代の社会
不適応が社会問題となっている。すなわ
ち、多文化共生という観点から犯罪を考
え、議論の中心は若年犯罪者になる。こ
こでの考察も若年犯罪者が主な対象とな
るが、本調査では犯罪群の年齢を統制し
なかつたのであり、次の(3)と(4)での
議論は若年者

に限らない。

(1)異文化背景をもつ若年犯罪者に適合 する古典的な犯罪リスク要因

本調査によるデータ分析で検証できた
犯罪者の特徴は、「来日年齢の低さ」を除
き、日本人の非行少年や若年犯罪者の特
徴と共通する。すなわち、生育環境の不
安定さに起因する発達上の課題をひきず
り、それが犯罪性の基盤を形成している。
異文化背景をもつ若年の犯罪群には、「古
典的な非行要因である発達上の課題に、
言語獲得と異文化適応の負荷が重層的
に掛かっている」(須藤, 2019)。

発達課題の達成は、家庭の保護能力や
社会化機能に大きく影響される。よって
、異文化背景の有無に拘らず、まずは、
犯罪者処遇の基本である処遇者との信
頼関係を基盤とした対象者の成長と発
達を助けるケースワークや社会参加を
助けるソーシャルワークを、丁寧に行
う必要がある。その基本の上に、異文
化背景をもつ犯罪者のニーズへの配慮
や特別支援を加えるべきであろう。

(2)「来日年齢の低さ」が意味するもの

犯罪者群の来日年齢が有意に低いこ
とが見出された。先行研究(法務総合研
究所, 2012)でも指摘されている。来
日年齢は、外国人支援領域では言語習
得の「ダブルリミテッド」との関連で
重要視され、幼少期

に移住した児童の多くが母語も日本語も十分に習得できず、特に基礎学力や思考力の基礎となる「学習言語」の習得に困難を来たすために、日本社会への適応が難しくなることが指摘されている。また、言語習得には生活環境(家庭、学校、社会環境)が影響するとされる(バトラー後藤, 2011; 文科省, 2019)。

こう捉えると、生活環境の調整や学習言語の習得支援によって、「来日年齢の低さ」がもたらすリスクを軽減して、彼らの社会適応を促進できる余地がある。ただし、本調査での来日年齢に係る結果を犯罪者処遇に生かすには、来日年齢が犯罪化に影響するメカニズムを解明する必要がある、今後の研究課題とする。

(3)異文化背景をもつ犯罪者への働き掛けのあり方

前記の図6のとおり、犯罪群において、交友関係の中で反社会的なものに親和し、それが「計画性、責任帰属意識、問題解決方策」を要素とする「問題対処方略」を十分に習得できないことに繋がる因果モデルを見出した。犯罪群の傾向として、困窮時に相談する所・者が少ないことや家族外に尊敬できる人が少ないことと併せて考えると、彼らが社会的に閉ざされた範囲で暮らし、家族外に役割モデルをもたないことが問題対処方略の社会的学習の機会を制約している可能性がある。そこから、より広い社会への参加を助けることが彼らの改善更生を促進すると考える。

ところで、犯罪群の「問題対処方略」の不足に最も寄与していたのは、「計画性」の欠

如である。計画性は業績達成に寄与する特性である。計画性の欠如には当人の知的能力や生育環境の影響が考えられるが、異文化背景をもつ者の日本社会でのキャリア形成が難しいことも影響していると思われる。ブルデュー(Bourdieu, 1977)は、民族的に劣位に置かれた者がキャリア形成の途を閉ざされて先が見通せない生活を送ることが、彼らの「合理的な思考や行動」の修得を難しくすることを検証した。本調査の犯罪群の多くに見られる計画性の欠如も、彼らが日本で先を見通せない生活を送っていることが影響している可能性がある。だとすると、異文化背景をもつ者のキャリアパスの仕組みを社会として整備することが、異文化背景をもつ犯罪者の再犯抑止と社会統合の要件である。

(4)来日外国人に対する社会的支援の仕組み

本調査で、「来日年齢」が外国人の日本社会への適応に必要な社会的支援に関する意識を規定している可能性が見出せた。相対的に高い年齢で来日した人では生活のハード条件に関わる具体的事項へのニーズが高いのに対し、若年で来日した人は差別等心理的な事項を問題と感じる傾向があった。低年齢で来日した者はそれだけ日本語習得や日本社会への適応において有利だと思われるが、それが差別等受入側からの排除によって損なわれるのは残念である。犯罪予防としてだけでなく、多文化共生を実現するためには、日本社会の側のソフト・ハード面での異文化に対する包摂性が必要だといえる。

謝 辞

本調査の実施には、法務省保護局および矯正局に多大な便宜を供与していただいた。また、データ整理と分析に関して、池田怜司氏の協力を得た。ご支援に感謝申し上げます。

なお、本調査は科学研究費補助金の助成を受けた研究(J P18K02171)の一部である。

引用・参考文献

- 荒牧重人ほか『外国人のこども白書』明石書店(2017年)。
- バトラー後藤優子『学習言語とは何か：教科学習に必要な言語能力』三省堂(2011年)。
- Bourdieu, Pierre Algérie 60 structures économiques et structures temporelles. Paris: LES EDITIONS DE MINUIT(1977)；ピエール・ブルデュー『資本主義のハビトゥス—アルジェリアの矛盾』藤原書店(1993年)。
- Bovenhert, Frank, et al “Crime among young Moroccan men in the Netherlands”, European Journal of Criminology, vol.13, no.3, 2016, pp.352-371.
- European Commission “Action Plan on the Integration of the Third Country Nationals”, 2016.
- European Commission “Inclusion of non-EU Immigrants”, 2020.
- European Parliament “EU and Member State’s policies and laws on persons suspected of terrorism related crimes”, 2017.
- Herzog-Evans, M & Benebouriche “Evidence-Based Work with Violent Extremists”, Lexington Books, 2019.
- 法務総合研究所「来日外国人少年の非行に関する研究報告」『法務総合研究所研究部報告47』(2012年)。
- 法務総合研究所『平成25年版犯罪白書—グローバル化する刑事政策』(2013年)。
- 宮島喬『外国人の子どもの教育：就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会(2014年)。
- 文部科学省『外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)』(2019年)。
- 佐藤郡衛『多文化社会に生きる子どもの教育』明石書店(2019年)。
- 須藤明「非行少年の実務と情状鑑定から見た外国人少年の現状と課題」『罪と罰』56-3号(2019年)6-18頁。

Characteristics of offenders from different cultural backgrounds and determinants of their criminalization

Kayo Konagai¹, Yuzuru Kawabe², Akira Sutoh³, and Sato Sanai⁴

¹ Nagano University, ² Surugadai University, ³ Bunkyo University, ⁴ Sophia University

Since the 1980s, the number of foreign residents in Japan has increased, and a significant number of people from different cultural backgrounds have settled. Here, crimes by foreigners are not serious; rather, the problem are dropout of their children from education and social marginalization. However, since crime is an extreme phenomenon of marginalization, exploring their problems and criminalization is not only beneficial for the offender treatment, but also contributes to measures for the multicultural society.

In this study, we compared offenders with different cultural backgrounds with general foreign residents, and identified "coming to Japan at a young age," "lack of reliable people," and "poor planning" as determinants of criminalization. Furthermore, using covariance structure analysis to explore the characteristics of the crime group, we found a model in which "Japanese friends" leads to "affinity for antisociality," which negatively affects "problem-coping strategies" with "planning, sense of responsibility, and problem-solving measures" as elements.

Keywords : **different cultural background, marginalization, criminalization, multicultural society**